

令和7年度 資金収支予算及び収支予算の概要

本会は、平成24年度からの公益社団法人への移行に先立ち、新公益法人制度に準拠した公益法人会計基準（20年会計基準）を平成23年度から適用しています。公益社団法人は法律上、損益ベースの収支予算書を作成する必要がありますが、従来から使用してきた「資金収支予算書」の作成は、法律上は任意です。公益法人の健全な維持・存続を確保するための予算管理の手段としては資金収支予算書が引き続き有効であることから、本会では、資金収支予算書の作成も会計処理規則で定めています。そのため、本会の予算書は、法令で必要となる損益ベースの「収支予算書（正味財産増減計算書及び同内訳書）」と従来からの「資金収支予算書」の2形式で構成された形をとっています。

本会の予算の会計区分は、平成20年会計基準に基づき、次の3つとなっています。

1. 公益目的事業会計

委員会活動、支部活動、委託事業（日本看護協会、島根県等）、事務局事業、訪問看護支援センター事業、ナースセンター事業、訪問看護ステーション事業（利用料収入等で運営）

2. 収益事業等会計

会員の福利厚生等の会員事業、収益事業

3. 法人会計

総会や理事会等の運営事業

令和7年度予算において、収入については、セカンドレベル講習の未実施年であることにより、事業（受講料）収入の減はありましたが、資産運用開始による特定資産運用益の増や、受託事業費や訪問看護ステーション利用料収入の増等により、昨年度予算より約1,047万円余りの増を見込んでいます。

支出については、セカンドレベル講習未実施年に伴う諸謝金やインボイス制度導入の影響が軽微だったことによる租税公課費の減はありましたが、令和7年度は単年度の特種要因として、勤続年数が長い退職者が重なったことによる退職金の増に加えて、別館解体経費もかかるため、5,848万円余りの増を見込んでおります。

また、令和7年度「収支予算（正味財産増減計算書及び同内訳書）」は、公益社団法人の要件として求められる次の公益認定財務3基準を満たす構成となっています。

1. 収支相償 公益目的事業に係る収入がその実施に要する費用を超えないこと
2. 公益目的事業比率 公益目的事業会計に係る費用の割合が、収益事業等会計、法人会計費用を加えた事業費全体の50%以上であること
3. 遊休財産額 用途の定まらない蓄積した財産の額が公益目的事業に係る費用の1年分を超えないこと

なお、令和7年度資金収支予算及び収支予算は、令和6年度第7回理事会（令和7年3月14日）において承認を受けており、令和6年度決算の確定に伴い、資金収支予算書及び収支予算書における前期繰越収支差額、一般正味財産期首残高及び指定正味財産期首残高に確定額を反映しています。また、比較する令和6年度予算は、令和5年度第7回理事会（令和6年3月14日）において承認を受けています。